

仕様書番号	6 0 4 1
作成年月日	令和 7 年 1 月 3 1 日

(7) レジオネラ属菌等検査役務

件 名	(7) レジオネラ属菌等検査役務		
図 面	表紙	縮 尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	1 / 5

共通仕様書（役務）

1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（最新版）』並びに関係規則を順守する。

2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議する。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本工業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの企画の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

4 水道電気料等の使用

本役務に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、特記仕様書の水道電気料等の記載がある場合は、特記仕様書による。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に關する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図る。

6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記仕様書による。

7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施すものとする。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあつては、安全帯を使用する等、適宜必要な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得る。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

13 外国人労働者

作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該作業員の立入申請書、旅券、外国人登録証明書を提出し官側の承認を受けてから作業を開始する。

14 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後、作業後に隠蔽となる箇所、材料検査等の状況及び監督官が指示する場所を撮影し写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

件 名	(7) レジオネラ属菌等検査役務		
図 面	共通仕様書	縮 尺	—
高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	2 / 5

特記仕様書

1 役務件名

(7) レジオネラ属菌等検査役務

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 役務概要

レジオネラ属菌等検査 一式

4 各検体採取場所

本役務における検査対象の採取場所、検体数量及び検査項目は下表のとおり。

(表)

No.	採取場所(採取対象)		検体数量	検査項目	備考
1	19号建物	浴槽1(浴槽水)	2	1. レジオネラ属菌 2. 大腸菌群数	2回実施
2	19号建物	浴槽2(浴槽水)	2	3. 濁度 4. 過マンガン酸カリウム消費量	
3	84号建物	多用途訓練場(プール水)	1	レジオネラ属菌	
4	2号建物	チラーユニット用冷却塔(冷却水)	1		
5	2号建物	吸収式冷凍機用冷却塔(冷却水)	1		
6	4号建物	吸収式冷温水機用冷却塔(冷却水)	1		
7	6号建物	チラーユニット用冷却塔(冷却水)	1		
	計		9		

5 検体採取時期(予定)

(1) 1回目(採取場所一覧の通り。尚、19号建物の検体数量は1)

令和7年7月下旬

(2) 2回目(採取場所一覧の19号建物のみ。検体数量は1)

令和8年1月下旬

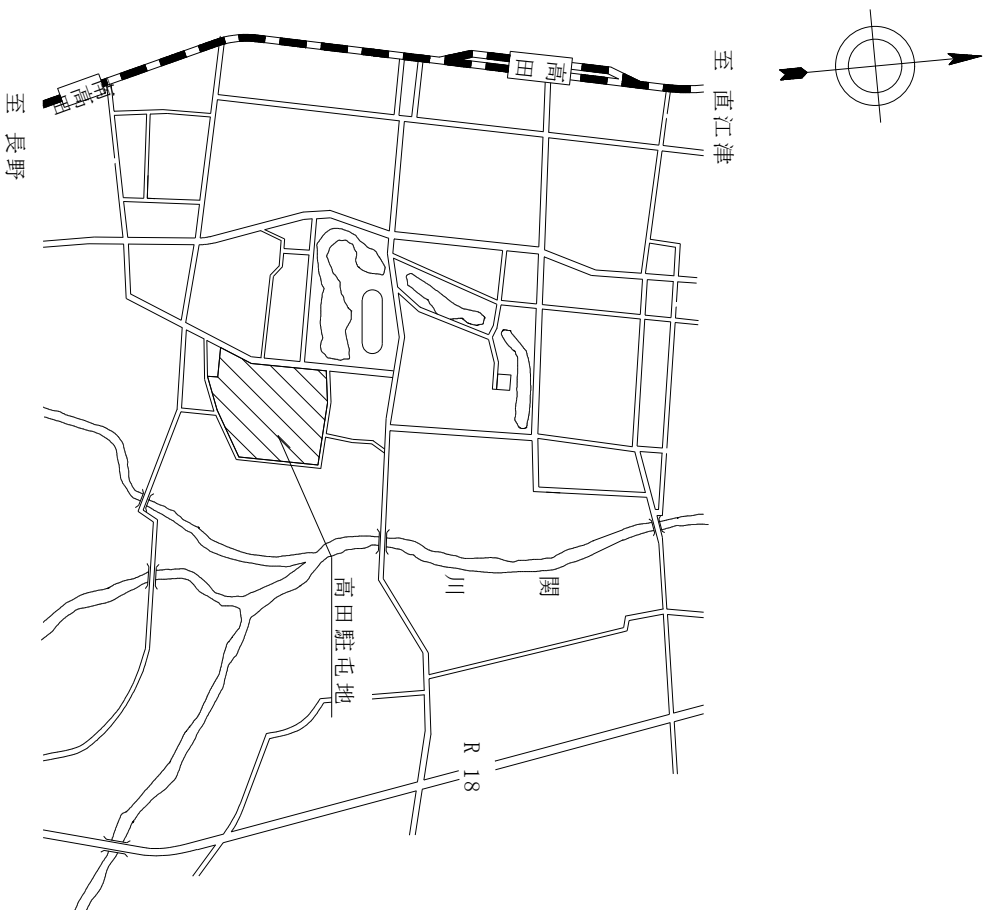
6 役務仕様

(1) 検体採取は、請負者側で実施するものとする。

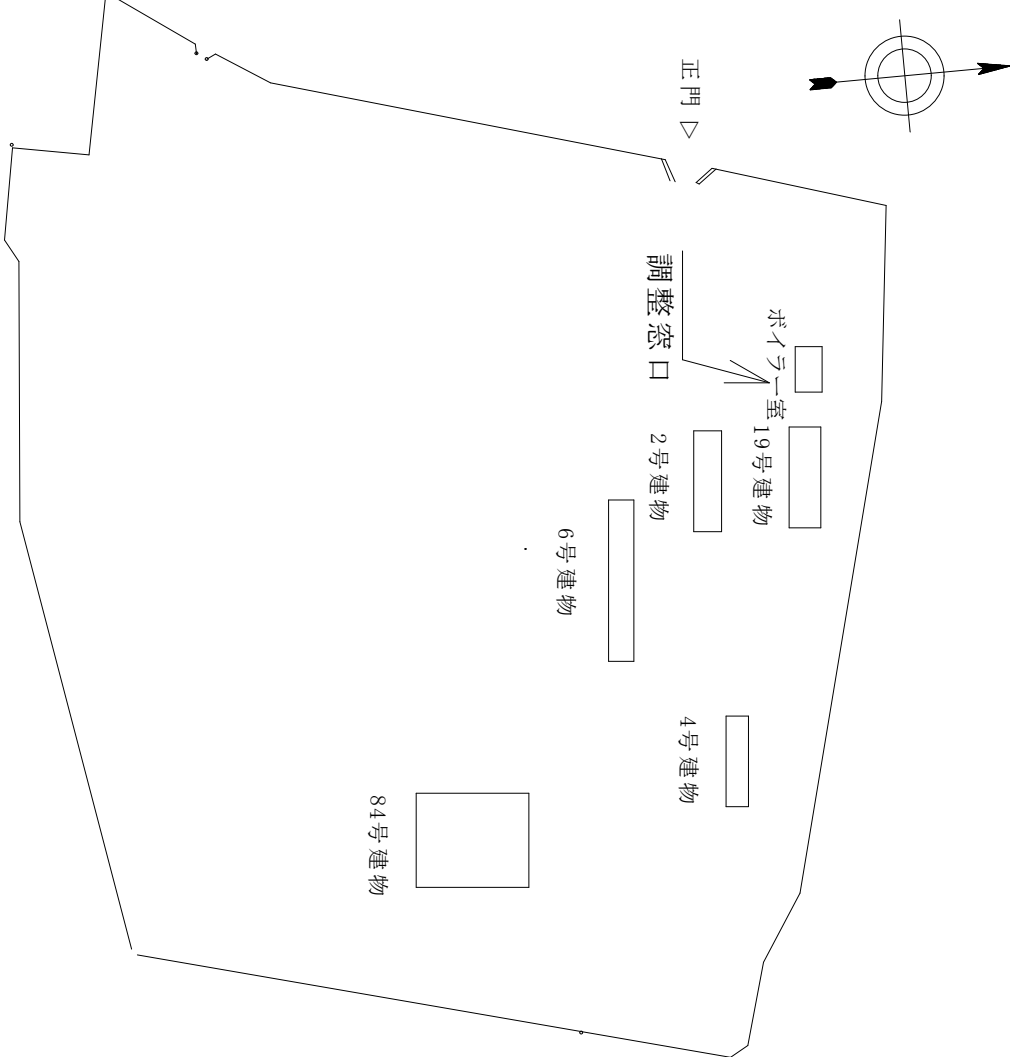
(2) 検体採取の実施日程については、細部監督官と協議の上、決定するものとする。

(3) 請負者は、検体採取後速やかに検査を行い、その分析結果報告書及び整理した写真台帳を監督官へ提出するものとする。なお、レジオネラ属菌及び大腸菌群数が検出された場合は、速やかに監督官へ報告するものとする。

件名	(7) レジオネラ属菌等検査役務		
図面	特記仕様書	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3 / 5

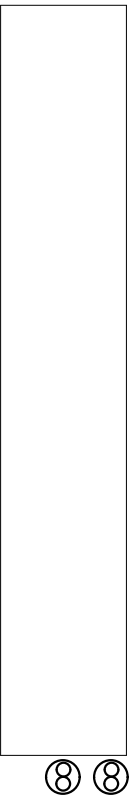


案内図 S=1:X

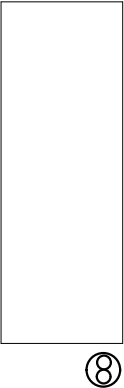


配置図 S=1:X

件名			(7) レジオネラ属菌等検査役務		
図面			案内図、配置図		
高田駐屯地業務隊管理科			縮尺	1:X	
			図面番号	4 / 5	



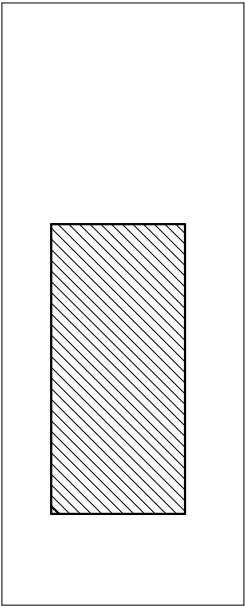
2号建物冷却塔配置図



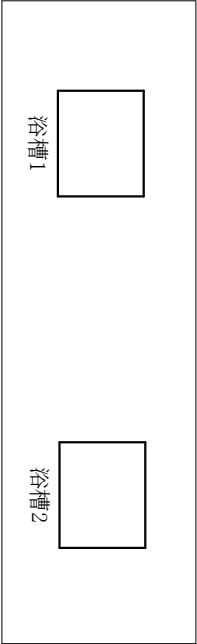
4号建物冷却塔配置図



6号建物冷却塔配置図



84号建物配置図



19号建物浴槽配置図

凡例（採取場所）	
	冷却塔
	浴槽
	多用途訓練場（プール）